

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 学校のいじめ防止に向けた方向性・目標

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、学校での大きな人権侵害であり、絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであり、その背景は多種多様なものです。秦野市教育委員会は、秦野市教育振興基本計画（令和3年度～7年度）において平成28年に策定した「はだのわくわく教育プラン」の基本的な考え方を継承しました。5つの基本方針の中のひとつに「全ての子どもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、持続可能な社会を創り出す力を育みます」とあります。その施策目標として、『豊かな情操や規範意識、公共の精神を育み、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」教育を推進します。』と設定し、さらに主な取組として「豊かな人間性の育成」、「いじめ・不登校等の対策の推進」を掲げ、現場と連携した取組を推進しています。そして本校においても、ここ数年、学校教育目標の一つ「感謝と思いやりの心を大切に、仲間と共に高まろうとする生徒」のもと、人間関係を育てる取り組みを進め「ピアサポート活動の推進」、「人間関係育成の体験的な学習の推進」、「いじめ・からかいのない学校づくり」を継続的に重点課題として位置づけ、取り組みを進めてきているところです。また生徒会ではいじめ防止・根絶に向けたスローガンを作成し、「㊦取り返しのつかない事態になる前にとめる、㊦目の前のいじめを放っておかないでとめる、㊦ルールに従って大ごとにならないようにとめる」と設定し、「いじめを傍観しない雰囲気づくり」を重点目標に定めました。この理念や活動は令和7年度も同様であり、私たち西中学校教職員は、学校教育推進の重要な視点として常に意識を持って教育実践に携わっていきたいと考えています。

いじめ防止に向けた取り組みは、「未然防止」「対応」「風土づくり」の3つの視点が必要です。早期発見のための調査活動や相談活動等の「未然防止」、発生した事案に対して保護者と連携し真摯にその解決に向けて全力を尽くす「対応」、日常的に人権教育、道徳教育の実践や生徒とともにいじめ撲滅のための運動や活動を重ねる「風土づくり」の3視点です。それぞれの視点に立ち、西中学校のいじめ防止に係る基本方針をここに定めます。

(2) いじめの定義、いじめの理解

いじめは、法第2条で定めているとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努めることが必要です。

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) いじめの防止

○未然防止のための取組

①いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、誰もが生まれながらに持っている“人権”を守り“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要です。そのためにも、道徳の授業はもちろん、教育活動全般において道徳教育・人権教育を推進します。

②子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努め、明るく健全な学級の雰囲気づくりに努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることが求められます。そのためにも、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。

③日頃よりきめ細かい生徒観察に努め、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。そのためにも、相談活動や文章を通した生徒との「対話」を心がけます。

④生徒会のピアサポート活動（同年代の友だちどうしが互いに助け合う活動）の推進や「あいさつ運動」の実践、いじめ防止・根絶のための生徒会による呼びかけやスローガン「㊦㊧㊨」をもとにした話し合い等の活動を積極的に支援します。

⑤職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。

○教職員の資質能力向上を図る取組

- ①日頃より学年教員集団を基本としたチームでの組織的な運営に努め、学年経営や学級経営についての情報交流を密に行います。
- ②学校研究において、生徒の「協同的な学び」を意図し、生徒の主体的な学びの育成をテーマとする中で、互いの授業を見合いながら切磋琢磨する姿勢を持ち、創意工夫のある授業実践に努めます（互見授業）。また、講師をお迎えしての「授業力向上」に関わる研修会を実施し、資質向上を図ります。
- ③生徒のコミュニケーション能力等の育成及び情報モラル教育の充実を図るために、教育委員会等の主催による研修会に積極的に参加します。
- ④道徳の時間の授業をさらに充実させ、学年教員組織の中で、教材の有効性や、授業実践時の生徒の様子等語り合いながら、「活きた」道徳授業の実践に努めます。

○未然防止のための取組の年間計画

	学習指導	生徒会活動		ボランティア活動
4月	人権教育・道徳授業実践 「協同的な学び」の育成	新入生 OL あいさつ運動 生徒総会		要請ボランティア
5月	携帯電話安全教室		生活実態アンケート 学年活動拡大委員会	
6月	「協同的な学び」の育成		いじめ撲滅運動 いじめ撲滅スローガン作成	
7月		生徒手作り作品の配布 (独居老人)		
8月		夏季体験ボランティア	ピアリーダー研修会	学校清掃ボランティア
9月			生活実態アンケート	
10月	「協同的な学び」の育成	西翔祭 合唱祭 西翔ふれあいフェスタ	生活の見直し活動	
11月		新聞コンクール		
12月		生徒手作り作品の配布 (独居老人)		学校清掃ボランティア
1月	職場体験(1年)	入学説明会	ピアリーダー研修会	
2月		生徒会本部引継ぎ	ピアサポート活動(堀川・上小)	
3月		生徒総会	ピアサポート活動(西小)	

※要請ボランティア活動は、地域、西地区ふれあい祭、公民館・児童館祭、地区体育祭、小学校、幼稚園運動会補助、吹奏楽部演奏等(年間を通じて毎月)

(2) 早期発見

○いじめの早期発見のための取組

- ①いじめの早期発見に向け、教員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化やサインを見逃さず、相談活動等を通じて適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ることが重要です。そのためにも学年教員集団を基盤とした組織的な情報交換や啓発活動に積極的に努めます。
- ②定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努める必要があります。本校としては、学期に1回程度教育相談を設定し担任による生徒への面接を個別に行い、実施する前には「いじめ」も含めた相談アンケートを記名で行います。また、7月、10月、12月、2月には、アンケート調査を実施します。また、担当委員会による生活実態調査を5月、9月に実施しています。
- ③教育相談コーディネーターが中心となり、スクールカウンセラーなどが生徒や保護者との面談が有機的に行うことができるように適切な環境整備に努めます。また、月1回支援教育推進委員会を開催して情報を共有し、支援の方向性について共通理解を図ります。
- ④いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、家庭や地域に向けていじめに関する啓発を行い、地域・保護者の方が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかける必要があります。そのためにも学校だより（西中だより）や学年や学級通信を効果的に活用するとともに、保護者や地域の方々の来校の機会を多く持つことに努めます。

○早期発見のための取組の年間計画

	調 査 活 動	生徒指導連絡会・支援教育推進委員会		地 域
4 月		生徒指導連絡会（週1回）	支援教育推進委員会（月1回）	民生児童委員連絡協議会
5 月				
6 月	いじめ・暴力行為防止キャンペーン 教育相談週間（悩み相談）			西中（保護司民生委員）連絡会
7 月	いじめ防止アンケート			
8 月				
9 月				西中（保護司民生委員）連絡会 民生児童委員連絡協議会
10 月	いじめ防止アンケート			
11 月	教育相談週間（悩み相談）			
12 月	教育活動アンケート			西中（保護司民生委員）連絡会
1 月				
2 月	いじめ防止アンケート			
3 月	教育相談週間（悩み相談）			西中（保護司民生委員）連絡会

※ 地域の欄 青少年相談員連絡会（毎月2回）PTA 地域関係団体あいさつ運動（月1回、朝、下校時）

(3) いじめに対する措置

○いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

○所轄警察署との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

○いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめられた生徒の安全を確保します。
- ・必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる環境の確保を図ります。

○いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめた生徒にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに継続的な助言を行います。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持てるように指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

○インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

○いじめ事案への対応フロー図－①（別紙①）

(4) 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以降「組織」と表記）の設置

○生徒指導連絡会（毎週金曜日 4 校時の時間帯に開催）

(1) 組織の役割

- ア 各学年からの生徒支援に関わる事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、学校全体としての対応を協議、確認を行う組織です。いじめ防止の観点では、事案に対する対処及び未然防止、早期発見のための対応協議を図ります。
- イ 具体的には、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有を行います。
- ウ 併せて、いじめ（疑いも含め）に係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじ

めの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・方針の決定と保護者との連携を組織的に実施するための中核を担います。

(2) 構成員：校長 教頭 学校生徒指導担当者 学年生徒指導担当者 養護教諭 教育相談コーディネーター スクールカウンセラー (状況によって当該学年主任)

(3) 組織と教育相談体制

事案に応じて教育相談コーディネーターよりスクールカウンセラー等と調整を行い、本人及び保護者との相談または担任との相談を設定します。

(4) 組織と生徒指導体制

各学年生徒指導担当より学年教員へ連絡し指導の共通理解を図る。必要に応じて生徒支援全体会を行う場合もあります。

(構成員)：校長 教頭 教務、学校生徒指導担当 関係学年職員 養護教諭
教育相談コーディネーター スクールカウンセラー 外部機関

○支援教育推進委員会

(1) 組織の役割 (月 1 回開催)

各学年からの教育相談を要する事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、学校全体としての対応について専門家を交えて協議、確認を行う組織です。いじめ防止の観点から、教育相談機能の有効活用を図ります。

(2) 構成員：校長 教頭 教育相談コーディネーター 学校生徒指導担当 養護教諭
支援級職員 各学年教育相談担当者 スクールカウンセラー

(3) 組織と教育相談体制

事案に応じてスクールカウンセラーからの助言をもとに、ケース会議やカンファレンス会議を開催したり、相談体制の見直しを図ったりします。

(4) 組織と生徒指導体制

各学年教育相談担当より学年教諭へ連絡し、共通理解を図ります。

(5) 重大事態への対処

○重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

ア いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

イ いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合 (年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

ウ 生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして対応に当たります。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合にはただちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

③調査の主旨

- ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- イ 市教育委員会への調査結果の報告

④調査の主体

- ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「生徒指導連絡会」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。その際、教育委員会の指導・助言のもとにメンバーを決定します。

- イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときには、教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該学校を設置する教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

⑤調査を行うための組織について

【学校危機対策調査委員会】

- ア 役割

いじめ行為がいつ、どこで、誰が行い、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

- イ 構成員

校長 教頭 総括教諭（各グループリーダー） 生徒指導担当者
養護教諭 教育相談コーディネーター スクールカウンセラー
PTA会長 副会長

⑥事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、上記の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

⑦重大事態に係るその他留意事項

学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に協力の要請を行います。

○調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をします。

②調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は教育委員会を通じて市長に報告します。

なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

○いじめ事案への対応フロー図ー②（別紙②）

（６）その他留意事項

○秦野市教育委員会教育指導課、秦野警察署生活安全課、秦野市こども家庭支援課こども若者相談担当、平塚児童相談所、地域民生委員、保護司等関係組織との連携及び情報共有については必要に応じて随時行うものとする。